

表 3

1 対象事業所・施設（※1）	2 基準単価（千円）	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率
通所介護事業所	通常規模型	200	2（2）ウ 補助 対象経費のとおり	10分の10
	大規模型（Ⅰ）	200		
	大規模型（Ⅱ）	200		
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）	200	事業所		
認知症対応型通所介護事業所	200	事業所		
通所リハビリテーション事業所	通常規模型	200		
	大規模型（Ⅰ）	200		
	大規模型（Ⅱ）	200		
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	200	事業所		
訪問介護事業所	200	事業所		
訪問入浴介護事業所	200	事業所		
訪問看護事業所	200	事業所		
訪問リハビリテーション事業所	200	事業所		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	200	事業所		
夜間対応型訪問介護事業所	200	事業所		
居宅介護支援事業所	200	事業所		
福祉用具貸与事業所	200	事業所		
居宅療養管理指導事業所	200	事業所		
小規模多機能型居宅介護事業所	200	事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	200	事業所		

（※1） 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、また

- ・ 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- ・ 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。